

市議団速報

e-mail:info@jcp-niigata-shigidan.com NO. 187

2017年9月27日
日本共産党
新潟市議会議員団
電話 025-226-3450
FAX 025-223-7748

9月議会

官製ワーキングプア、臨時・非常勤職員の 処遇改善、医療・介護問題など質問 —— 日本共産党市議団 飯塚孝子議員 ——



飯塚孝子議員

飯塚孝子議員は、9月21日、①官製ワーキングプアの格差と貧困の抜本的是正②会計年度任用職員の導入③高齢者のフレイル(虚弱)対策④地域医療構想における地域包括ケアシステムの構築⑤ヘルプマークの導入・普及の5項目について一般質問を行いました。

最賃の増額に見合った 指定管理料の増額を

市の施設の管理運営を代行する指定管理施設の職員は年々増加し、その非正規率は約8割。最低賃金が改定されても職員の賃金は上がらず、官製ワーキングプアが広がっています。

飯塚議員は、「指定管理制度のもとで官製ワーキングプアが生まれる最大の要因は市からの指定管理料にあり、最低賃金の増

額に見合った指定管理料の増額が必要だ」と、市に迫りました。また、指定管理施設の職員の賃金は、市の一般事務職の高卒初任給の時給換算984円を下限に設定し、専門職は専門性に応じて加算すべきだと提案しました。

臨時・非常勤職員の処 遇改善を求める

地方公務員法と地方自治法が改正され、増大した非正規職員の受け皿として「会計年度任用職員」制度が新設されました。期末手当等の支給を可能とするなどの処遇改善を目的としており、2020年4月から実施されます。

飯塚市議は、「保育士や事務補助、学校図書館司書の臨時職は、ほとんどが会計年度任用職員に移行する。新潟市も期末手当を支給する方向で検討しているのか。その際、職務給や経験加算の導入も必要だ」とたどしました。

総務部長は「期末手当の支給については、法改正の趣旨に則り検討していく」「制度導入後の職務経験や職務に応じた給与決定についても検討していく」と答弁。

また、総務省の新制度導入に向けたマニュアルでは「退職手当や社会保険の適用を免れるための任用の『空白期間』の設定は適切ではない」と是正を求めています。

飯塚議員は、新潟市では学校の常勤講師は1週間の任用の「空白期間」があり、臨時の学校図書館司書や給食調理員は学期ごとに採用と雇止めによる1か月間の「空白期間」が繰り返されていると指摘し、2020年を待たずに直ちに是正すべきだと迫りました。教育長は「任用のあり方を検討していく」と答弁しました。



全高齢者対象のチェックリ スト郵送の復活を求める

新潟市は、介護保険認定者を除いた65歳以上の高齢者全員に「基本チェックリスト」を郵送し、返送されたチェックリストをもとに地域包括支援センターが訪問して実態把握と二次予防事業につないできましたが、今年度から郵送

を廃止しました。飯塚議員は、このため、「閉じこもり」などのハイリスク高齢者や虚弱状態の発見ができなくなると指摘し、郵送の復活を求めました。福祉部長は「基本チェックリストの活用について必要な改善に取り組んでいく」と答えました。

内部障がい者等に配慮す るヘルプマークの導入を

内部障がいや難病の人、妊娠初期の人など外見では、援助や配慮を必要としていると分かりづらい人たちが、周囲から手助けを得られやすいよう作成されたのがヘルプマーク。赤地に白十字とハート形がデザインされています。東京都が無料配布やステッカーの標示を始めたのを契機に、現在11都府県で導入されており、政令市では札幌市、岡山市などが近々導入を予定しています。

飯塚議員は、「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定した新潟市こそ、率先してヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示などに踏み出すべきだと迫りました。

福祉部長は「広域的な普及の観点から県と協議するとともに、全国の実施状況などをふまえ検討していく」と答弁しました。

